

習慣の賜物

“人は物事を繰り返す存在である。従って、優秀さとは行動によって得られる物ではない。習慣になっていなければならないのだ。”

アリストテレス

共感性の高い人物は些細なことで悩みすぎて自我を欠くことがあるが、故に人の気持ちを理解する力には長けている。かの人はこの『悩み過ぎる』という習慣を持っている。悩みがちな性質をとってみれば、行動が遅い、何を考えているかわからないという評価を受けるやもしれないが私はこれを相対的な物だと考える。絶対的な物だとすると、点字ブロックがある理由を合理的に解釈できなくなるのではないか。盲ろうの人は、他の人より視覚に関する情報がないあるいは乏しい状態で生活を強いられているため、聴覚を生かしたコミュニケーションをせねばならない。肢体不自由の人は、体を動かすづらいという特徴があるから、車椅子の利用などが検討される。これらは他者との相互関係における有効な関係を築き文化的生活を行うという共通目的、一つの社会性を担保するための取り組みであるため、相対的な評価に基づくべきである。他者を尊重する人の営みが繰り返されることでマイノリティへ配慮がなされるようになってきた。以下はその例とも言える物である。

障がい者に対する差別の解消と合理的配慮の提供などを定めた、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正法(以下、改正障害者差別解消法)が4月1日から施行される。これまで努力義務だった不動産事業者の合理的配慮の提供が義務化される。

障がい者差別解消の取り組みの具体例

	宅地建物取引業	賃貸住宅管理業 特定転貸事業 住宅宿泊管理業など
不当な差別的取り扱いと想定される事例	物件広告に「障がい者不可」と記載するなど	契約相手に障がい者が含まれることを理由に管理業務の受託などを断るなど
不当な差別的取り扱いにあたらないと想定される事例	必要な範囲でプライバシーに配慮しながら障がい者の障がい状況を確認することなど	左と同じ
合理的配慮の提供事例	ゆっくり話す、筆談、わかりやすい表現を使うなど、相手に合った方法で会話をするなど	左と同じ
合理的配慮の提供義務違反と考えられる事例	「何かあったら困る」という抽象的理由で、検討しないで移動支援などを断る	重要事項説明などで知的障がい者や家族から補足を求められた際、補足をしない
合理的配慮の提供義務違反にあたらないと考えられる事例	歩行障がい者や家族らに訪問での説明などを求められた場合に、人的体制がない説明を行い、断る	左と同じ

※国土交通省公表資料を基に全国賃貸住宅新聞で作成

『障がい者差別の解消、進む』より(<https://www.zenchin.com/news/post-8304.php>)

障がい者の雇用機会確保及び合理的配慮がより一層求められつつある。上記項目の、物件広告に障がい者不可と記載することを禁じているが、この場合の保障については議論が必要だろう。物件が破損した際にどの程度障がい者に責任を求めるのか、連帯保証人の有無はなど課題は多くあるが、このような法改正があったことは僥倖。

私はこのような取り組みに対して批判的意見を持つ方に相対的に客観視することを勧めたい。絶対的な評価で見ただけではなく、時には自分の尺度を見直すことが差別意識をなくしていけるのではないだろうか。